

## 教育・保育及び地域子育て支援事業の確保方策の設定について

### 1. 量の見込み、確保方策の設定

○子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育事業及び地域の子育て支援事業に対し、その事業に対するニーズとして推計される「量の見込み」とそれに対する提供体制を示す「確保方策」を設定することとなっている。

「量の見込み」＝令和2年度からの5年間の市民ニーズの推計。

「確保方策」＝「量の見込み」に対して、市としてどのように整備等の対応をとるかを定めるもので、各年度の「数値目標」。  
計画期間中は、「確保方策」に対して結果どうだったのか進捗管理。

### 2. 事業ごとの量の見込みの補正

- 「量の見込み」は国の手引きの算出方法に則り算出しているが、「実績と比較し大きくかけ離れているもの」「予算上の制約があるもの」など実現すべき数値目標として妥当でないものについては、現実的な利用希望となっているのか検証し、必要な補正を行う。

(1) 教育・保育 (実人数)

●3号認定(0歳)

①北部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		270人	266人	265人	268人	268人
確保方策	特定教育・保育施設	179人	199人	219人	219人	219人
	特定地域型保育事業	24人	36人	48人	54人	54人

②中部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		732人	748人	765人	777人	808人
確保方策	特定教育・保育施設	390人	430人	470人	510人	540人
	特定地域型保育事業	95人	143人	185人	227人	269人

③南部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		549人	561人	573人	587人	607人
確保方策	特定教育・保育施設	451人	471人	491人	501人	501人
	特定地域型保育事業	31人	61人	85人	109人	109人

市全体 (①+②+③)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		1,551人	1,575人	1,603人	1,632人	1,683人
確保方策	特定教育・保育施設	1,020人	1,100人	1,180人	1,230人	1,260人
	特定地域型保育事業	150人	240人	318人	390人	432人

※各年度4月1日時点の数値を記載

※認可外保育施設について

- ・原則としては認可施設・事業により確保方を定める。
- ・「一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている」認可外保育施設を記載することが、当分の間可能。

■「確保方策」設定の考え方

<p>1. 特定地域型保育事業を以下のとおり仮定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業 (定員) 0~2歳児: 各6名 (施設数) 北部5園、中部: 29園、南部: 13園</li> </ul> <p>2. 残りを特定教育・保育施設での整備として仮定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所及び認定こども園(保育施設部分) (定員) 1施設当たり新設で60名程度</li> </ul> <p>※定員設定の矛盾(下の年齢より上の年齢のほうが定員が小さくなること)を避けるため、0歳: 1・2歳: 3歳上=1: 2: 3の定員比率を下回らないよう配慮 (施設数): (北部) 4園、(中部) 15園、(南部) 5園</p> <p>3. 地区毎に、令和5年度整備により、全ての年齢区分で確保数が量見込を上回るよう年度毎の整備量を見込んでいる。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(1) 教育・保育 (実人数)

●3号認定(1・2歳)

①北部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		684人	680人	670人	666人	669人
確保方策	特定教育・保育施設	529人	569人	609人	609人	609人
	特定地域型保育事業	95人	119人	143人	155人	155人

②中部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		1,792人	1,811人	1,848人	1,890人	1,931人
確保方策	特定教育・保育施設	1,395人	1,475人	1,555人	1,635人	1,695人
	特定地域型保育事業	318人	414人	498人	582人	666人

③南部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		1,583人	1,627人	1,649人	1,685人	1,723人
確保方策	特定教育・保育施設	1,396人	1,436人	1,476人	1,496人	1,496人
	特定地域型保育事業	134人	194人	242人	290人	290人

市全体 (①+②+③)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		4,059人	4,118人	4,167人	4,241人	4,323人
確保方策	特定教育・保育施設	3,320人	3,480人	3,640人	3,740人	3,800人
	特定地域型保育事業	547人	727人	883人	1,027人	1,111人

※各年度4月1日時点の数値を記載

■「確保方策」設定の考え方

<p>1. 特定地域型保育事業を以下のとおり仮定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・小規模保育事業 (定員) 0~2歳児: 各6名 (施設数) 北部5園、中部: 29園、南部: 13園</li></ul> <p>2. 残りを特定教育・保育施設での整備として仮定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保育所及び認定こども園(保育施設部分) (定員) 1施設当たり新設で60名程度</li></ul> <p>※定員設定の矛盾(下の年齢より上の年齢のほうが定員が小さくなること)を避けるため、0歳: 1・2歳: 3歳上=1: 2: 3の定員比率を下回らないよう配慮 (施設数): (北部) 4園、(中部) 15園、(南部) 5園</p> <p>3. 地区毎に、令和5年度整備により、全ての年齢区分で確保数が量見込を上回るよう年度毎の整備量を見込んでいる。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(1) 教育・保育 (実人数)

●1号認定

①北部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定	940人	889人	862人	836人	829人
	+2号認定(幼稚園)※	1,234人	1,168人	1,134人	1,097人	1,088人
確保方策	特定教育・保育施設	716人	716人	716人	716人	716人
	確認を受けない幼稚園	1,960人	1,960人	1,960人	1,960人	1,960人

②中部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定	1,708人	1,718人	1,704人	1,708人	1,734人
	+2号認定(幼稚園)※	2,210人	2,220人	2,204人	2,211人	2,249人
確保方策	特定教育・保育施設	1,258人	1,443人	1,443人	1,443人	1,443人
	確認を受けない幼稚園	2,134人	1,764人	1,764人	1,764人	1,764人

③南部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定	1,715人	1,650人	1,632人	1,634人	1,678人
	+2号認定(幼稚園)※	2,155人	2,070人	2,050人	2,054人	2,111人
確保方策	特定教育・保育施設	700人	700人	700人	700人	700人
	確認を受けない幼稚園	520人	520人	520人	520人	520人

市全体 (①+②+③)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定	4,363人	4,257人	4,198人	4,178人	4,241人
	+2号認定(幼稚園)※	5,599人	5,458人	5,388人	5,362人	5,448人
確保方策	特定教育・保育施設	2,674人	2,859人	2,859人	2,859人	2,859人
	確認を受けない幼稚園	4,614人	4,244人	4,244人	4,244人	4,244人

※各年度4月1日時点の数値を記載

■「確保方策」設定の考え方

既存施設と新規施設の定員の合計

(1) 教育・保育 (実人数)

●2号認定(教育二一ズ)

①北部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		324人	309人	302人	291人	289人
確保方策	認定こども園	30人	30人	30人	30人	30人
	確認を受ける幼稚園	1号認定の確保方策として記載				

②中部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		687人	687人	685人	688人	700人
確保方策	認定こども園	185人	185人	185人	185人	185人
	確認を受ける幼稚園	1号認定の確保方策として記載				

③南部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		485人	465人	463人	465人	478人
確保方策	認定こども園	45人	45人	45人	45人	45人
	確認を受ける幼稚園	1号認定の確保方策として記載				

市全体(①+②+③)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		1,496人	1,461人	1,450人	1,444人	1,467人
確保方策	認定こども園	260人	260人	260人	260人	260人
	確認を受ける幼稚園	1号認定の確保方策として記載				

※各年度4月1日時点の数値を記載

※2号認定(幼稚園)の確保方策についての国の考え方

- ・幼稚園の認定こども園移行が基本
- ・1号認定の確保方策として記載する(=幼稚園で対応する)ことも可能

※事業計画の「確保方策」欄の記載上の取扱い

- ・認定こども園移行の場合は、2号認定の欄に記載
- ・幼稚園で対応する場合は、1号認定の欄に記載

■「確保方策」設定の考え方

<p>既存施設と新規施設の定員の合計</p>
------------------------

(1) 教育・保育 (実人数)

●2号認定(認定こども園(保育施設部分)・保育所)

①北部

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1,285人	1,223人	1,191人	1,155人	1,145人
確保方策	特定教育・保育施設	1,067人	1,127人	1,187人	1,187人

②中部

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	2,570人	2,582人	2,565人	2,570人	2,607人
確保方策	特定教育・保育施設	2,726人	2,846人	2,966人	3,086人

③南部

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1,981人	1,909人	1,883人	1,881人	1,932人
確保方策	特定教育・保育施設	2,403人	2,463人	2,523人	2,553人

市全体(①+②+③)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	5,836人	5,714人	5,639人	5,606人	5,684人
確保方策	特定教育・保育施設	6,196人	6,436人	6,676人	6,916人

※各年度4月1日時点の数値を記載

■「確保方策」設定の考え方

1. 特定地域型保育事業を以下のとおり仮定
  - ・小規模保育事業  
(定員) 0~2歳児:各6名  
(施設数) 北部5園、中部:29園、南部:13園
2. 残りを特定教育・保育施設での整備として仮定
  - ・保育所及び認定こども園(保育施設部分)  
(定員) 1施設当たり新設で60名程度
  - ※定員設定の矛盾(下の年齢より上の年齢のほうが定員が小さくなること)を避けるため、0歳:1・2歳:3歳上=1:2:3の定員比率を下回らないよう配慮  
(施設数): (北部)4園、(中部)15園、(南部)5園
3. 地区毎に、令和5年度整備により、全ての年齢区分で確保数が量見込を上回るよう年度毎の整備量を見込んでいる。

(2) 時間外保育事業 (実人数)

①北部

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1,320人	1,282人	1,265人	1,247人	1,245人
確保方策	1,515人	1,639人	1,763人	1,777人	1,777人

②中部

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3,403人	3,438人	3,464人	3,507人	3,584人
確保方策	2,956人	3,186人	3,405人	3,624人	3,807人

③南部

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	2,506人	2,492人	2,499人	2,527人	2,592人
確保方策	2,572人	2,694人	2,805人	2,881人	2,881人

市全体 (①+②+③)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	7,229人	7,212人	7,228人	7,281人	7,421人
確保方策	7,043人	7,519人	7,973人	8,282人	8,465人

■「確保方策」設定の考え方

平成30年度延長保育の利用実績をベースとし、こども施設計画課において見込んだ保育認定児童の増加割合を乗じて、延長保育事業の実施を見込んでいる。

(3) 放課後児童健全育成事業 (実人数)

市全体

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	5,153人	5,234人	5,308人	5,355人	5,307人
確保方策	5,833人	5,943人	5,943人	5,943人	5,943人

■「確保方策」設定の考え方

既設の放課後保育クラブの定員数に加えて、待機児童が発生する地域において、放課後保育クラブの増設と民間事業者による放課後児童健全育成事業の参入を推進するものとして設定。

(4) 子育て短期支援事業 (年間延利用者数)

市全体

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	478人	480人	482人	488人	497人
確保方策	478人	480人	482人	488人	497人

■「確保方策」設定の考え方

1年あたりの延べ利用者数として、量の見込み(ニーズ量)から設定。

(5) 地域子育て支援拠点事業 (量の見込み：月延利用者数、確保方策：箇所数)

①北部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		3,655人	3,614人	3,576人	3,575人	3,601人
確保方策	地域子育て支援拠点	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	上記に含まれないこども館	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

②中部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		8,751人	8,842人	8,960人	9,103人	9,334人
確保方策	地域子育て支援拠点	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	上記に含まれないこども館	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

③南部

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		8,354人	8,513人	8,477人	8,796人	9,020人
確保方策	地域子育て支援拠点	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	上記に含まれないこども館	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

市全体 (①+②+③)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		20,760人	20,969人	21,013人	21,474人	21,955人
確保方策	地域子育て支援拠点	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
	上記に含まれないこども館	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

■「確保方策」設定の考え方

現行の施設数にて確保方策を設定。

(6) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり (年間延利用者数)

市全体

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	176,131人	171,817人	170,139人	169,351人	172,127人
確保方策	133,760人	140,800人	147,840人	161,920人	176,000人

■「確保方策」設定の考え方

就労型預かり保育実施園の拡大及び実施園への時間延長協力依頼を行い、幼児教育の振興と待機児童解消を図っていく。

(7) (6) 以外の一時預かり (年間延利用者数)

市全体

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	32,963人	33,519人	34,164人	34,972人	35,958人
確保方策	35,175人	34,884人	35,175人	35,175人	35,029人

■「確保方策」設定の考え方

保育士1人当たり預かることのできる子供の数は、0歳児：3人、1・2歳児：6人。3歳以上児は利用する人数が少なく、0歳児～2歳児で全体の9割を占めるため、保育士1人当たり預かることのできる人数を4.5人と仮定し、保育士数×4.5を1日当たりの定員と仮定し、算出。

(8) 子育て援助活動支援事業 (年間延利用者数)

市全体

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	19,809人	19,855人	19,927人	20,025人	20,198人
確保方策	19,809人	19,855人	19,927人	20,025人	20,198人

■「確保方策」設定の考え方

1年あたりの延べ利用者数として、量の見込み(ニーズ量)から設定。

(9) 病児・病後児保育事業 (年間延利用者数)

①北部

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	515人	503人	498人	492人	491人
確保方策	726人	720人	726人	726人	723人

②中部

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1,083人	1,096人	1,106人	1,120人	1,146人
確保方策	1,296人	1,284人	1,296人	1,296人	1,290人

③南部

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	468人	474人	466人	475人	488人
確保方策	484人	480人	484人	484人	482人

市全体 (①+②+③)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	2,066人	2,073人	2,070人	2,087人	2,125人
確保方策	2,506人	2,484人	2,506人	2,506人	2,495人

■「確保方策」設定の考え方

現状開設している施設（北部：風の谷こども園、中部：小林医院・市川南保育園、南部：あじさい保育園）の定員を上限と仮定し、平日（開所日数）を乗じて算出。  
定員数が3人以上の施設については、保育士一人当たりおおむね3人程度の児童を配置することとなっているため、1日あたり3人を上限と仮定し、算出。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業 (年間延利用者数)

市全体

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	4,323人	4,323人	4,323人	4,323人	4,323人
確保方策	4,323人 実施機関：市川市保健センター、南行徳保健センター 実施体制：常勤職員及び非常勤職員（保健師等看護職）				

■「確保方策」設定の考え方

平成28年度から平成30年度までの出生数（実績）の平均4,323人を「量の見込み」として、その100%実施を確保方策として記載する。

(11) 妊婦健診 (年間延利用者数)

市全体

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	51,720人	51,720人	51,720人	51,720人	51,720人
確保方策	51,720人	51,720人	51,720人	51,720人	51,720人
	健診回数14回				
実施場所：千葉県内外医療機関及び助産所 実施体制：医療機関等委託 実施時期：妊娠期間					

■「確保方策」設定の考え方

平成28年度から平成30年度までの受診人数(実績)の平均51,720人を「量の見込み」として、その100%実施を確保方策として記載する。

(12) 養育支援訪問事業 (年間延利用者数)

市全体

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	6人	6人	6人	6人	6人
確保方策	実施機関：市川市こども部子育て支援課（委託にて実施（3団体）） 実施体制：20人（委託団体職員）				

■「確保方策」設定の考え方

量の見込みは、実績をもとに算定。確保方策は実施体制を設定。

(13) 利用者支援事業 (か所数)

市全体

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	基本型・特定型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策	基本型・特定型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

市全体

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	母子保健型	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策	母子保健型	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

■「確保方策」設定の考え方

母子保健型：母子保健相談窓口「アイティ」の窓口数  
 基本型・特定型：本庁において「子育てナビ八幡」行徳支所において「子育てナビ行徳」2か所で市内全域を対象に実施

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（年間延利用者数）

市全体

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	315人	274人	274人	274人	274人
確保方策	315人	274人	274人	274人	274人

■「確保方策」設定の考え方

新制度未移行園における、年収360万円未満相当世帯の子ども、所得階層にかかわらず第3子以降（小学校第3学年終了前の子ども）